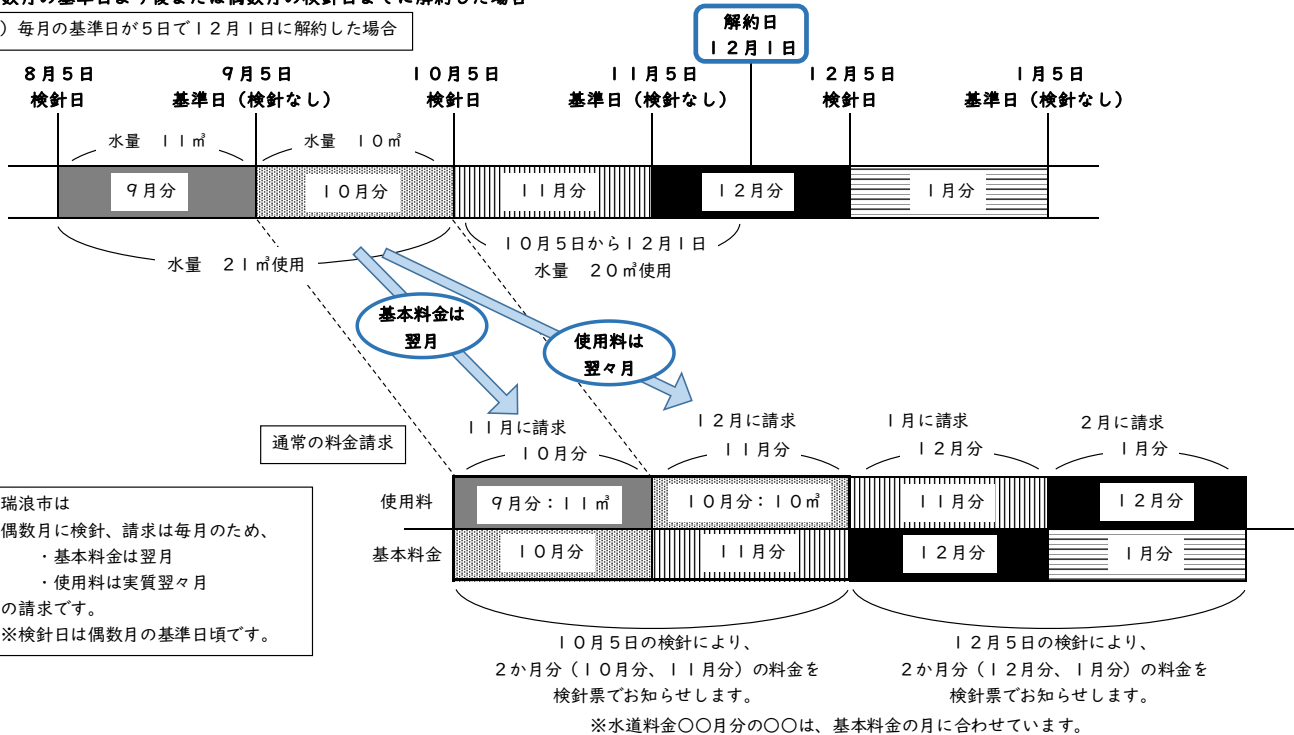


# 料金の最終精算に関するご案内

水道の使用を休止（解約）した場合、最後の請求が通常と異なります。

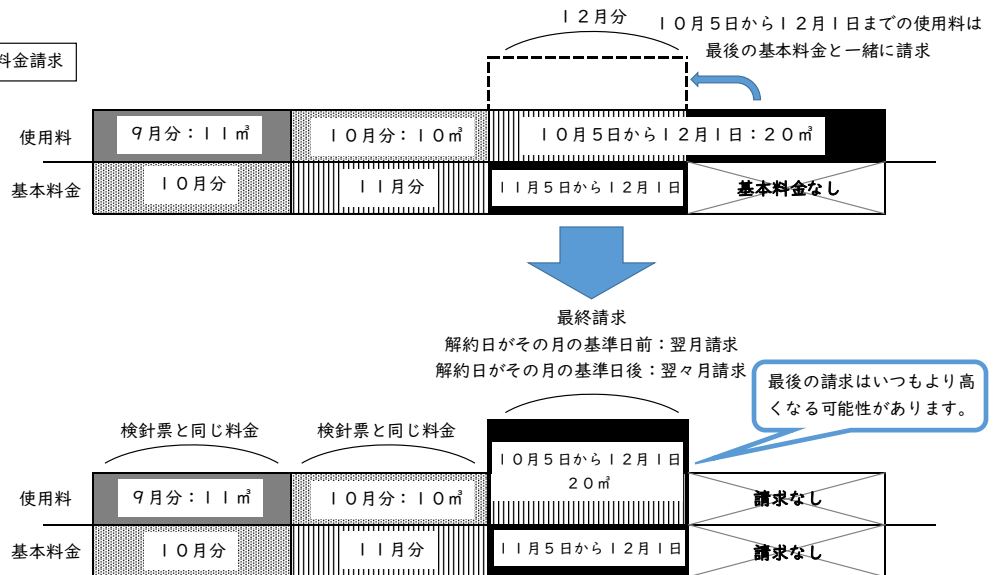
## ◎奇数月の基準日より後または偶数月の検針日までに解約した場合

例) 毎月の基準日が5日で12月1日に解約した場合



瑞浪市は  
偶数月に検針、請求は毎月のため、  
・基本料金は翌月  
・使用料は実質翌々月の請求です。  
※検針日は偶数月の基準日頃です。

## 解約した場合の料金請求



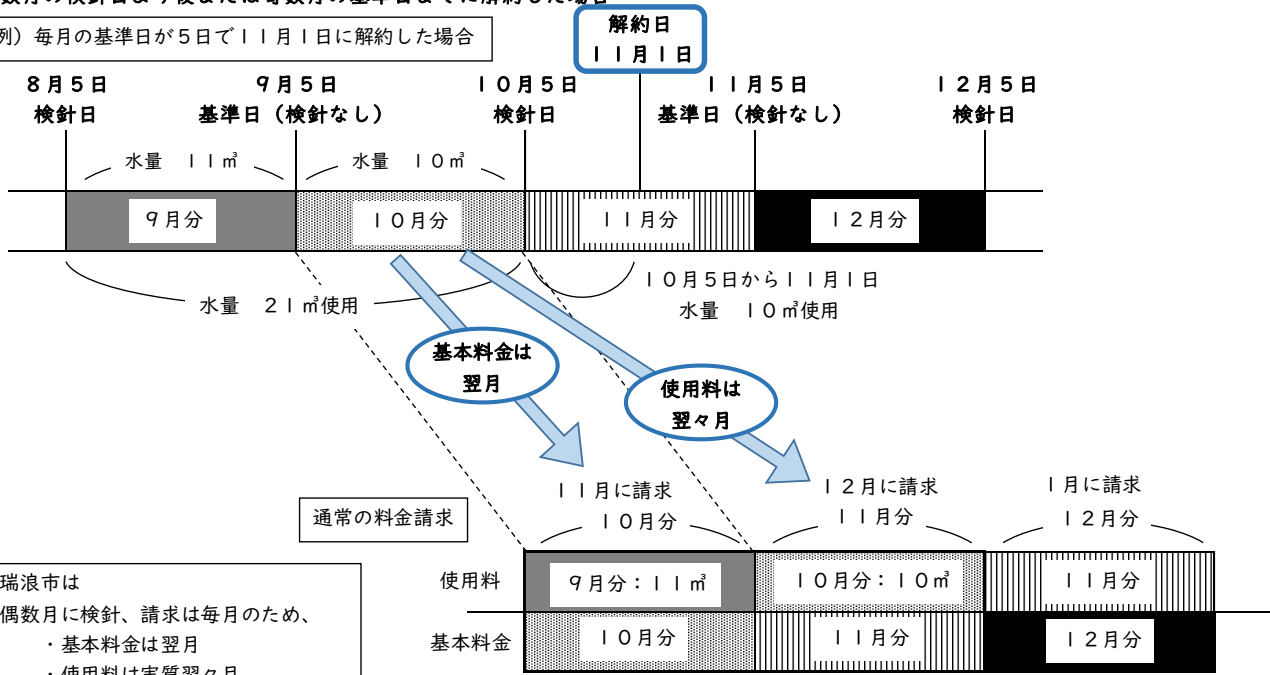
最後の検針の指示数は、納入通知書でご確認いただくか、  
上下水道課へお問い合わせください。  
TEL 0572-68-2111（内線236・244）

最終請求では  
・最後の検針日から解約日までの使用料  
・基準日から解約日までの基本使用料  
を合わせて請求します。  
なお、**検針票による料金のお知らせはありません。**

<基本料金の計算>  
基準日から解約日までが  
・15日以下の場合は半額  
・16日以上の場合は全額 です

◎偶数月の検針日より後または奇数月の基準日までに解約した場合

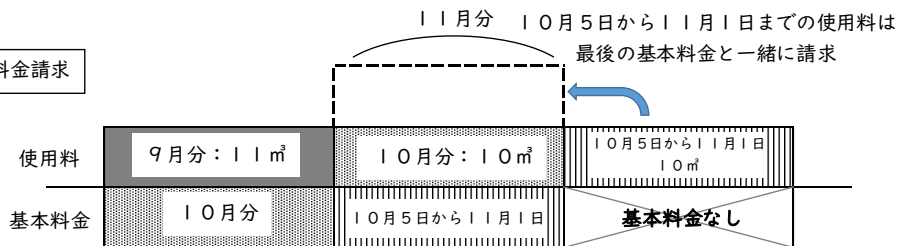
例) 毎月の基準日が5日で11月1日に解約した場合



瑞浪市は  
偶数月に検針、請求は毎月のため、  
・基本料金は翌月  
・使用料は実質翌々月  
の請求です。  
※検針日は偶数月の基準日頃です。

10月5日の検針により、2か月分(10月分、11月分)の料金を検針票でお知らせします。  
※水道料金〇〇月分の〇〇は、基本料金の月に合わせています。

解約した場合の料金請求



最終請求

解約日とその月の基準日前: 翌月請求  
解約日とその月の基準日後: 翌々月請求

最後の請求はいつもより高くなる可能性があります。



最後の検針の指示数は、納入通知書でご確認いただくか、  
上下水道課へお問い合わせください。  
TEL 0572-68-2111 (内線236・244)

最終請求では  
・使用料に検針日以降に使用した分が加算  
・基準日から解約日までの使用日数によって基本料金を再計算するため、**検針票でお知らせした料金とは異なります。**

<基本料金の計算>  
基準日から解約日までが  
・15日以下の場合は半額  
・16日以上の場合は全額 です